

⑥ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

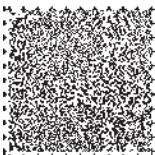
アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとはい難い状況にあります。特に、母語としてアイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつあります。

政府は、平成19年9月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成21年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進しています。

また、令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別の禁止に関する基本理念や、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められています。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

令和2年7月、アイヌ文化の復興・創造の拠点として、北海道白老郡白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しました。こちらは、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することのできる場となっています。

法務省の人権擁護機関では、アイヌの人々に対する理解と認識を深め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消を目指して、啓発動画を配信するとともに、北海道へ遠足や修学旅行等に行く際の事前学習教材として同動画の活用を図るなど様々な人権啓発活動に取り組んでいます。また、令和4年5月から「アイヌの方々のための相談事業」との連携を開始するなど、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。





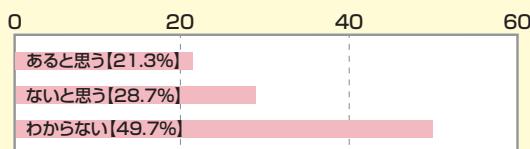
啓発動画
「アコロ青春 a=kor
アコロ〔アイヌ語で「私たちの」〕」



●内閣官房・内閣府「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

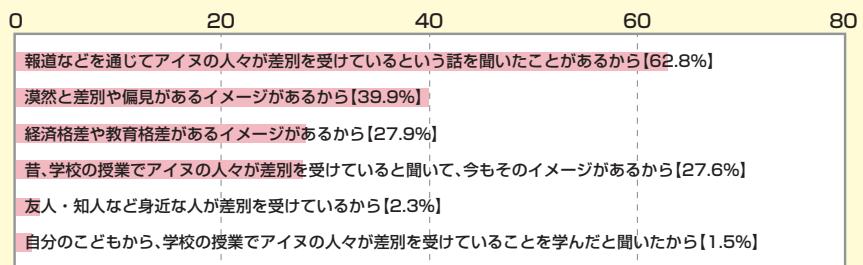
(令和4年11月調査)から

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無



差別や偏見があると思う理由

差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答 (%)



■アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (平成31年法律第16号)

第4条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

■アイヌの人々に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の 新規救済手続開始件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	1	6

